

## 特に重要なお知らせ（契約概要）

### 拠出型企業年金保険

- この『特に重要なお知らせ（契約概要）』は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。ご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- 契約概要に記載のお支払い事由や給付に際しての制限事項等は、概要や代表事例を示しています。各項目の詳細については、パンフレット（別添）の該当箇所を必ずご参照ください。また、裏面の「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」についてもご確認ください。

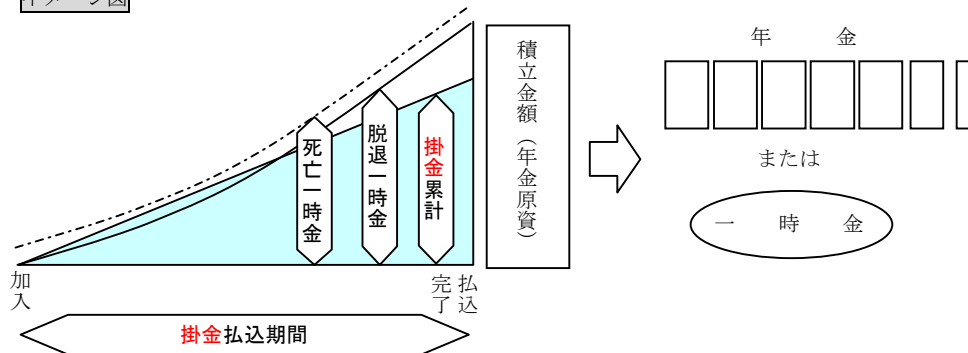
#### 1. 商品名称

拠出型企業年金保険

#### 2. 商品の特徴

企業・団体の従業員・所属員の方について、自助努力による財産形成や老後保障資金を準備するために、団体を保険契約者として運営する団体年金保険商品です。在職中に積立てを行い、退職後に年金または一時金が受け取れます。また、掛金払込期間中に死亡した場合は、積立金に遺族年金特約保険金を加算した死亡一時金をお支払いします。

#### イメージ図



※制度内容はパンフレット（別添）をご参照ください。

#### 3. 加入年齢、掛金等について

- 加入年齢、加入資格、（追加）加入日、掛金の額、払込方法、払込完了の時期、年金受取期間等につきましてはパンフレット（別添）にてご確認ください。
- 退職、退会等により団体の所属員でなくなった場合はすみやかに脱退していただけます。

#### 4. 積立金について

- お申込みいただいた掛金は、事務手数料や遺族年金特約保険料を差し引いて積み立てられ、所定の予定利率により運用されます。予定利率については将来変更される場合があります。
- 将来の受取予想額につきましてはパンフレット（別添）に記載の給付額表にてご確認ください（将来の受取額をお約束するものではありませんのでご注意ください。）。
- 加入期間によっては積立金額（脱退一時金額）および死亡一時金額が払込掛金の合計額を下回る場合があります。なお、一部払出の場合も同様です。

#### 5. 年金や一時金が主に支払われる場合

年金や一時金が主に支払われる場合は以下のとおりです。詳細はパンフレット（別添）の該当箇所をご確認ください。

##### ○年金

掛金払込完了期日を迎えた時や所定の要件を満たした場合、積立金を原資とした年金をお支払いします。なお、この年金の月額が1万円未満となる場合には年金に代えて一時金でお支払いします。※一時金を希望される場合は、年金での受け取りに代えて一時金での受け取りも可能です。

##### ○死亡一時金

加入者が掛金払込期間中に死亡した場合は、積立金に遺族年金特約保険金を加算した死亡一時金を遺族の方にお支払いします。

#### 6. 配当金について

- 毎年の配当金はお支払い時期の前年度決算により決定します。決算実績によってはお支払いできない年度もあります。
- 掛金払込期間中の配当金は積立金の積み増し、年金受給権取得後の配当金は年金の積み増しとして充当します。
- 年度途中で脱退された場合はその年の配当金は支払われません。

#### 7. 生命保険協会の「生命保険相談所」について

この商品に係る指定紛争解決機関は（社）生命保険協会です。（社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページアドレス；<http://www.seiho.or.jp/>）なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

#### 8. お手続きおよびご照会、ご相談・苦情窓口について

##### ○お手続きおよびご照会窓口について

この保険の「加入（金額変更）」「脱退」等のお手続き・契約内容等に関するご照会につきましては、下記の保険契約者連絡先にお問い合わせください。

##### ○年金・一時金のお支払いに関するお手続きについて

- お支払い事由が発生する事象、年金・一時金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、パンフレット（別添）の該当箇所をご参照ください。
- 年金・一時金のご請求は、保険契約者経由で行なっていただく必要がありますので、年金・一時金のお支払い事由が生じた場合、すみやかに下記の保険契約者連絡先にお申し出ください。

[保険契約者連絡先] 日本税理士共済会 03-5740-0321

##### ○ご相談・苦情窓口について

この保険に関するご相談・苦情につきましては、引受生命保険会社連絡先にお申し出ください。

[引受生命保険会社連絡先] 三井生命保険株式会社 法人サービスグループ 03-6831-8867

#### 9. 引受生命保険会社

この保険は、保険契約者が指定する複数の生命保険会社が共同で引き受けることができる契約形態の団体年金保険商品です。事務幹事会社が他の引受生命保険会社から委託を受けて事務を行いますが、引受生命保険会社は各ご加入者の積立金額等のうち、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を連帯することなく負います（給付に際しての負担割合は相違する場合があります。）。引受生命保険会社についてはパンフレット（別添）をご確認ください。なお、引受生命保険会社および引受割合は変更されることがあります。

[事務幹事会社] 三井生命保険株式会社 本店：〒100-8123 東京都千代田区大手町2-1-1

## 特に重要なお知らせ（注意喚起情報）

### 拠出型企業年金保険

- この『特に重要なお知らせ（注意喚起情報）』は、ご加入のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しております。ご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- お支払い事由および制限事項の詳細やご契約内容に関する事項その他詳細につきましては、パンフレット（別添）の該当箇所を必ずご参照ください。また、裏面の「特に重要なお知らせ（契約概要）」についてもご確認ください。

#### ご加入にあたっての重要事項

##### 1. お申込みの撤回について

この保険へのご加入のお申込みの撤回はお取り扱いができない場合もありますので、保険契約者へお問い合わせください。

##### 2. 責任開始期について

- ご提出いただいた加入申込書に基づき、引受生命保険会社にご加入を承諾した場合、引受生命保険会社は所定の「(追加) 加入日」からご契約上の責任を開始します。
- 生命保険会社職員・代理店等には保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

##### 3. 加入資格について

- この保険は、団体の所属員の方のみご加入いただけます。
- 退職等により加入資格を失われた場合は、この保険からの脱退手続きが必要です。
- 加入資格につきましては、パンフレット（別添）をご参照ください。

##### 4. 年金や一時金について

###### ○年金や一時金のお支払い制限について

- 死亡一時金の受取人が故意に加入者を死亡させた場合、他の相続人に死亡一時金をお支払いします。同様に年金受給者を死亡させた場合、未支払いの年金原資を他の相続人にお支払いします。
- 保険契約者の保険契約締結の際または加入者のこの保険契約への加入の際に、詐欺行為があった場合、この保険契約の全部または一部は取消しとなることもあり、既に払込まれた掛金は払戻ししません。
- 受取人や継続受取人が年金・一時金の請求について詐欺を行ったとき（未遂を含みます）など、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合は、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。
- 保険契約者の保険契約締結の際または加入者のこの保険契約への加入の際に、年金・一時金を不法に取得する目的または他人に年金・一時金を不法に取得させる目的があった場合、この保険契約の全部または一部は無効となり、既に払込まれた掛金は払戻ししません。
- 3年間ご請求がない場合、時効となり年金や一時金の請求権は消滅します。

###### ○パンフレット（別添）記載の給付額表について

パンフレット（別添）記載の給付額表については、新規に加入される方の給付額、または掛金を増口される方の増口部分に相当する給付額を試算したものです。既加入者の実際の給付額については、パンフレット（別添）に記載の給付額と異なります。また、実際にお受け取りいただく金額は、記載の金額を下回る可能性があり、将来の受取額をお約束するものではありません。

##### 5. 掛金の払込について

ご加入者から掛金の払込のないまま所定の猶予期間を経過した場合、掛金の請求を停止し、加入取消もしくは脱退いただくことがあります。

##### 6. 基礎率の変更について

引受生命保険会社は、金利水準の低下その他著しい経済変動など、この契約の締結の際予見しえない事情の変更により特に必要と認めた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより、主務官庁に届け出たうえで基礎率（予定利率・予定死亡率等）を変更することがあります。

##### 7. 脱退・払出時の一時金額について

この保険の掛金は、お払いただいた掛金をそのまま積み立てるのではなく、一部は事務手数料や遺族年金特約保険料に充てられます。したがって、加入期間によっては、積立金や脱退・払出し時の一時金額がお払いただいた掛金の合計額を下回る場合があります。

##### 8. 生命保険契約者保護機構について

この制度の引受生命保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、積立金額や年金受給時にお約束した年金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

（お問い合わせ先）生命保険契約者保護機構 TEL：03-3286-2820

ホームページアドレス：<http://www.seihohogo.jp/>

##### 9. 信用リスクについて

保険会社の業務または財産の状況の変化により、積立金額や年金受給時にお約束した年金額等が削減されることがあります。

##### 10. 個人情報の取扱いについて

この保険の運営にあたっては、ご加入者様の個人情報をお取扱いたします。ご加入の際には、パンフレット（別添）の該当箇所を必ずご参照いただき、同意のうえお申込みください。

##### 11. お手続きおよびご照会、ご相談・苦情窓口について

###### ○お手続きおよびご照会窓口について

この保険の「加入（金額変更）」「脱退」等のお手続き・契約内容等に関するご照会につきましては、下記の保険契約者連絡先にお問い合わせください。

###### ○年金・一時金のお支払いに関するお手続きについて

- お支払い事由が発生する事象、年金・一時金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、パンフレット（別添）の該当箇所をご参照ください。
- 年金・一時金のご請求は、保険契約者経由で行なっていただく必要がありますので、年金・一時金のお支払い事由が生じた場合、すみやかに下記の保険契約者連絡先にお申し出ください。
- 年金・一時金のお支払い事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、他の年金・保険金等のお支払い事由に該当することがありますので、十分ご確認ください。

〔保険契約者連絡先〕 日本税理士共済会 03-5740-0321

###### ○ご相談・苦情窓口について

この保険に関するご相談・苦情につきましては、引受生命保険会社連絡先にお申し出ください。

〔引受生命保険会社連絡先〕 三井生命保険株式会社 法人サービスグループ 03-6831-8867

##### 12. 生命保険協会の「生命保険相談所」について

この商品に係る指定紛争解決機関は（社）生命保険協会です。（社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページアドレス；<http://www.seiho.or.jp/>）なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。